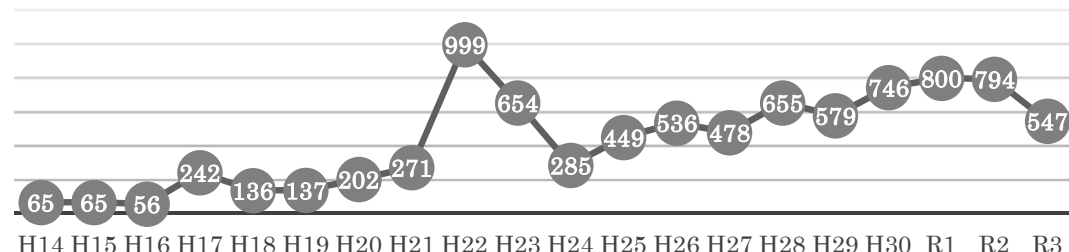


1 本市の情報公開制度について

- (1) 概要 豊田市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を、市民等からの求めに応じて開示する制度。施行日は平成11年7月1日。
- (2) 目的 地方自治の本旨に則り、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民の理解と批判の下に公正で透明な市政を実現し、市民の市政への参加の促進に資すること。
- (3) 請求権者 何人も請求できる。
- (4) 請求対象 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、市が保有しているもの、など。
- (5) 手続 請求プロセスと開示プロセスに大別される。内訳は次のとおり。
 - ア 請求プロセス
 - ①請求書の受付→②文書保有課による請求文書の探索→③文書保有課による不開示情報の有無等の審査（法務課の合議を含む。）及び開示決定
 - イ 開示プロセス
 - ④決定に基づく開示文書の準備→⑤開示の実施
- (6) 費用負担 複写代（白黒1枚当たり10円等）、郵送代等の実費のみを徴収する。
- (7) 請求件数 平成14年度以後の推移は下表のとおりで、増加している。

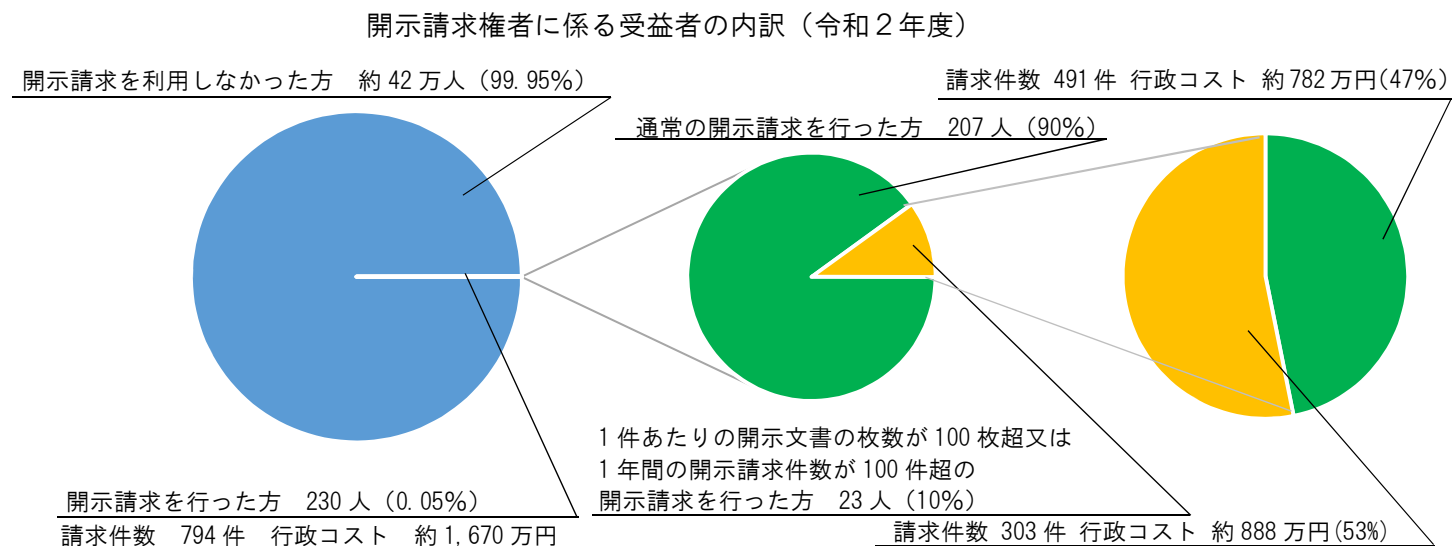


※ H22, H23 の増減は、工事設計図書の開示請求が急増し、これを簡便な情報提供に切り替えたため。
R3 の減は、医療法等に基づく施設の開示請求を簡便な情報提供に切り替えたため。

2 本市の現状及び課題について

令和2年度の開示請求の対応に係る行政コスト（人件費）を調査したところ、230人（794件）に対し約1,670万円を負担していることが分かった。また、その内1件あたりの開示文書の枚数が100枚超又は1年間の開示請求件数が100件超である請求者は23人（303件）からの請求であり、その対応に要したコストは約888万円（全体の約53%、1件あたりの平均コストは約2.9万円）であった。なお、当該303件を除く1件あたりの平均コストは約1.6万円である。これを、潜在的請求権者である本市市民の人口約42万人（厳密には本市市民でなくても請求は可能）に対する内訳として円グラフにしたものが下図である。

このような実態は、少数の請求者に対し、多くの行政コストを負担しているといわざるを得ず、「開示請求を利用していない方」「通常の開示請求を行っている方」及び「1件あたりの開示文書の枚数が100枚超又は1年間の開示請求件数が100件超の開示請求を行っている方」の間の応益負担に不公平が生じているといえる。



3 原因と対策について

情報公開制度の施行後、制度が周知され、請求件数が増加し、行政コストの投下対象者が偏在してきているにもかかわらず、受益者に対し、実費以外の応益分の負担を求めていることが原因である。このような不公平を是正するには、受益者に対し、応益に係る行政コストの一部を負担いただくを得ないことから、これを手数料として徴収する。

4 手数料の設定について

- (1) 請求手数料（上記1(5)ア 請求プロセスに係るコストを負担させるもの）
 - ①受付～③開示（不開示）決定までに要する1件当たりの平均コストの1%として、一律200円を徴収する。これは、開示請求を利用しない方と利用される方の行政コストの偏在の緩和に資する。
- (2) 開示手数料（上記1(5)イ 開示プロセスに係るコストを負担させるもの）
 - ④開示文書の準備及び⑤開示に要する紙換算1枚当たりの行政コストの10%として、10円/枚を徴収する。ただし、100枚（平均請求枚数の約3倍に相当する値）までは徴収しない。これは、開示文書の枚数による行政コストの偏在の緩和に資する。

5 国及び他自治体の状況

国は手数料を導入している。中核市においては、6自治体のみ導入している。愛知県は導入しておらず、県内においては春日井市及び尾張旭市のみが導入している。対象や算定方法は多岐に渡るが、一律徴収する請求手数料としては、100円～400円、枚数に応じて徴収する開示手数料としては、5円～40円/枚程度が相場となっている。

6 今後のスケジュール

令和4年9月1日～9月30日	令和4年12月	令和5年4月1日
パブリックコメントの実施	条例改正案を12月市議会に上程	(可決された場合) 施行

